別表第八の四（第三十六条の六の四関係）

実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、能力開発学科とする。

2　最低限必要とする科目は、次の表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、一月以上一年未満の適切な期間とする。

四　訓練時間

標準の訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

五　設備

1　必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

本コースの修了については、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修することを要件とする。

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科			
職業能力開発指導法	一四〇	建物その他の工作物	大教室
訓練コーディネート法	一四〇		教室
			視聴覚教室
キャリアコンサルティング法	一四〇	機械	視聴覚機器
		その他	教材類

別表第八の五（第三十六条の六の五関係）

職種転換コースの指導員養成訓練の教科等に関する基準

一・一の二　（略）

二　訓練期間

法第二十八条第一項の免許を受けた者又は職業訓練指導員の業務に関し一年以上の実務経験を有する者（その受けようとする職種転換コースの訓練科に関し、二級の技能検定に合格した者でその後三年以上の実務経験を有するもの又はこれと同等以上の技能を有すると認められる者（以下この号及び次号において「二級技能検定合格者等」という。）を除く。次号において「職業訓練指導員等」という。）を対象とする訓練を行う場合の標準の訓練期間は、一年とし、二級技能検定合格者等を対象とする訓練を行う場合の標準の訓練期間は、六月とする。

三・四　（略）

（表略）

（新設）

別表第九（第三十六条の五関係）

職種転換課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一・一の二　（略）

二　訓練期間

法第二十八条第一項の免許を受けた者又は職業訓練指導員の業務に関し一年以上の実務経験を有する者（その受けようとする職種転換課程の訓練科に関し、二級の技能検定に合格した者でその後三年以上の実務経験を有するもの又はこれと同等以上の技能を有すると認められる者（以下この号及び次号において「二級技能検定合格者等」という。）を除く。次号において「職業訓練指導員等」という。）を対象とする訓練を行う場合の標準の訓練期間は、一年とし、二級技能検定合格者等を対象とする訓練を行う場合の標準の訓練期間は、六月とする。

三・四　（略）

（表略）